設備修繕契約書(案)

沖縄県農業研究センター所長 比嘉淳(以下「甲」という)が照明器具修繕を依頼し、 〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という)がこれを修繕することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

件名:日長処理室照明器具修繕

- 第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。
 - 1 引渡期限 令和8年3月6日(金)
 - 2 引渡場所 沖縄県農業研究センター (沖縄県糸満市字真壁 820)
 - 3 修繕内容 別添仕様書のとおり
 - 4 契約金額 **(¥○○○**円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥○○○○円

- (注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た 額である。
- 5 契約保証金額 10/100 以上 (沖縄県財務規則第 101 条第 1 項) ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当すると認 められる場合には、免除とする。
- 第 2 条 乙は、修繕等が完了した設備等の引渡をしようとするときは、あらかじめその旨を甲に 通知しなければならない。
- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 3 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。
- 第3条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ、引渡すことができない。検査に要する費 用及び検査のため変質、変形又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。
- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。
- 第4条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕又は交換しなければならない。
- 2 前項の場合、甲は 1 回に限り相当日数を指定して、手直し又は交換の期間を認めることができる。この手直し又は交換が完了したときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。
- 第5条 乙は、修繕等が完了し引渡後1年間は、その隠れたかしについて無償でこれを補償し、 又は取り替える責任を負わなければならない。
- 第6条 乙が、かしの補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。
- 第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することがで

- きないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第 8 条の違約金を免除することができる。
- 第8条 乙は、引渡期限までに引渡しないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の契約金額に対し 沖縄県財務規則第109条に定める率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならな い。
- 第9条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。
- 第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。
- 第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これ を甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認める ところによるものとする。
- 第 12 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。
- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が 経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいず れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入 契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く)に、甲が乙に対して 当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当

介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

- 第14条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 第 15 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。
- 第16条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を守るものとし、この契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。
- 第17条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判とする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県糸満市字真壁 820 沖縄県農業研究センター 所長 比嘉 淳

 \mathbb{Z}